

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2019(令和元)年度
7号(通算371号)
(令和元年10月25日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に
事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・
全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、
ならびに都道府県・指定都市社協に電子メー
ルにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 令和元年台風第19号の被害状況および関連通知について | …P. 1 |
| 2 | 令和元年台風第15号および第19号等にかかる義援金へのご協力について(お願い) | …P. 2 |
| 3 | 第46回障害者政策委員会が開催される | …P. 2 |
| 4 | 「2019年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」が発出される | …P. 5 |
| 5 | 消費税増税に関するコールセンター等について | …P. 5 |

II. その他の関連情報

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | セルフ協 工賃向上スタンダード研修のご案内～高工賃を実現するための秘訣を学ぶ～
※申込締切を10月31日(木)まで延長します。 | …P. 5 |
| 2 | 『月刊福祉』11月号においてソーシャルワーク教育について特集が組まれています | …P. 7 |
| 3 | 共生社会フォーラム in 兵庫のご案内～共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業～ | …P. 7 |

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 令和元年台風第19号の被害状況および関連通知について

10月12日から13日未明にかけて日本列島を縦断した令和元年台風第19号に伴う豪雨災害等により、亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

東日本の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害等の甚大な被害が発生し、10月19日時点で14都県の391市区町村に災害救助法が適用されました。また、政府は18日の閣議において台風第19号に伴う災害を「特定非常災害」に指定することを決定しました(「特定非常災害」：行政手続きができない被災者の特例措置を認めるもの)。25日からの大雨により、新たな被害の状況も入ってきていますので、引き続きの警戒が必要となっています。内閣府ホームページに防災情報がとりまとめられていますので、ご参照ください。

また、厚生労働省では、災害ごとに被災した方々への健康・医療等の情報や被害状況、通知や事務連絡等の情報をとりまとめています。

福祉施設においても浸水や停電、断水等の被害が報告されています。全社協では「Action

Report 臨時号」を発行し、台風第19号に伴う福祉関係施設の被害状況や災害ボランティアセンターを中心とした支援活動や災害派遣福祉チーム（DWA T）による支援活動の状況等をまとめています。全社協ホームページよりご参照ください。

[内閣府HP] 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>

[厚生労働省HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 災害 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

[全社協HP] 「Action Report 臨時号」 <https://www.shakyo.or.jp/>

2. 令和元年台風第15号および第19号等にかかる義援金へのご協力について（お願い）

令和元年台風第15号および第19号により、広域にわたり被害が発生しており、社会福祉施設関係にも大きな被害が出ています。全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では、被災施設を支援するため、全国の社会福祉関係者を対象に義援金を募集することといたしました。つきましては、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) 募集期間 令和元年10月25日（金）～11月29日（金）

(2) 送金口座 ① 三井住友銀行 東京公務部（096）普通 0167239

〔口座名義〕社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉施設協議会連絡会（義援金口）

② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194

〔口座名義〕全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口

※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

(3) 使 途 被災した福祉施設等への義援金

(4) 問合せ先 全国社会福祉協議会 法人振興部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928

E-mail renrakukai@shakyo.or.jp

3. (内閣府) 第46回障害者政策委員会が開催される

内閣府は、障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学教授／以下、「政策委員会」）（第46回）を10月17日（木）に開催しました。「障害者政策委員会」は、障害者基本法が平成23年8月に改正され、障害者基本計画の策定または変更に当たって調査審議や意見具申を行うとともに、計画の実施状況について監視や勧告を行うための機関として、内閣府に設置されました。今回の政策委員会では、前回に引き続き、障害者差別解消法の施行後3年の見直しの検討に関する審議と、国連障害者権利委員会の事前質問事項の採択に関し、外務省より報告がありました。

(1) 障害者差別解消法の見直しの検討について

合理的配慮の提供を行う事業者側の意見として、(一社)日本経済団体連合会(以下、「経団連」)SDGs本部長 長谷川 智子氏より、経団連がこれまで実施してきた企業行動憲章の改正や、ユニバーサル社会の実現や、心のバリアフリーに向けた取組みについて報告がありました。

また、日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役 大内 博氏より、合理的配慮の提供に関する日本商工会議所の考えや、国民各層に向けた普及・啓発活動と意識の醸成、事業者への支援策拡充、あるいは地域協議会での連携に関して、資料に基づき説明がありました。

両名から、障害者差別解消法において一律に事業者による合理的配慮の提供を義務化することについては、慎重にその妥当性を検討することが不可欠である、あるいは事案毎の当事者間の対話による対応に委ねることが必要との見解が述べられました。

(2) 国連障害者権利委員会の事前質問事項の採択について

障害者権利条約締約国(日本は、平成26年に批准)は、条約の実行状況を国連の障害者権利委員会に報告し、その報告を受けて障害者権利委員会が日本政府に提示する事前質問事項に回答する義務があります。その後、審査(建設的対話)が行われ、国連障害者権利委員会が提示する勧告を尊重して、政策を改善し、次回の定期報告に備えるという対応が求められます。

日本政府が平成28年に提出した第1回政府報告に対する34項目の事前質問事項が、本年9月25日に採択されました。この質問事項に対する回答は、2020年6月8日までであり、日本の審査(建設的対話)は、2020年8月後半から9月前半の間の2日間を予定されています。

障害者の権利に関する委員会 初回の日本政府報告に関する質問事項 外務省仮訳(暫定版)(2019年9月)

(事務局にて一部抜粋)

危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)

以下のために、障害者団体と緊密に協議し同団体を積極的に関与させつつ講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 地震、原子力発電所災害を含めた危険な状況及びこれら状況の結末における全ての障害者に関する規範的な枠組の履行、監視、及び評価。
- (b) 危険な状況及び人道上の緊急事態において、全ての段階で全ての障害者に対し入手可能な情報を提供すること。
- (c) 危険な状況及び人道上の緊急事態において提供される、避難所、一時的住居及びその他のサービスが、利用しやすく、障害を包容するものであり、年齢や性別を考慮するものであることを確保すること。
- (d) 障害の包容に特に注意を払いつつ、仙台防災枠組の効果的实施を確保すること。
- (e) 危険な状況及び人道上の緊急事態において自宅が破壊された障害者が立ち直ることを確保すること。

法律の前にひとしく認められる権利(第12条)

以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。また、民法の改正によるものを含め本条約に従うために事実上の後見制度を廃止すること。また、代替意思決定を支援付き意思決定に変えること。
- (b) 法的能力の行使に当たって彼らが必要とする支援を障害者に提供すること。
- (c) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について意識の向上を図ること。特に、障害者とその家族、司法の専門家、政策立案者及び障害者のためにあるいは障害者とともに働いているサービス提供者を対象とするもの。

司法手続の利用の機会（第13条）

以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 民事、刑事及び行政手続において障害者のために個人ごとに必要な事項を判断し個人ごとの支援と手続上の配慮を提供すること。これには、裁判所の建物、司法及び行政の施設への物理的なアクセスのし易さを含め、点字、デジタル版、読み易い版、手話言語、利用可能な有資格の通訳者の数を示すことを含め、拡大写本で利用し易いフォーマットで手続についての公式情報を入手可能な状態にすることを含む。
- (b) 弁護士、裁判所職員、裁判官、検事並びに警察官及び刑務官を含む法執行機関職員のための研修計画を含め、定期的に障害者の権利に関する意識向上キャンペーンを実施すること。
- (c) 心理社会的又は知的障害のある犯罪の被疑者が、差別なくかつ他の者との平等を基礎として、裁判前の勾留を含め司法手続が利用できることを確保すること。

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

以下についての情報を提供願いたい。

- (a) いまだに施設に生活する障害者、脱施設化した障害者と彼らの現状について、とりわけ性別、年齢、居住地、支援提供の有無によって分類した数値。
- (b) 障害者の脱施設化についての短期及び長期戦略及びリソースの配分（リソースを精神科病院から個人ごとの支援や地域の利用可能なサービスに移行することによるものを含む）。

個人の移動を容易にすること（第20条）

障害者の制限のない個人移動に必要な、移動補助具及び支援補装具、支援機器並びにサービスの利用に関する詳細な情報を提供願いたい。これには、訪問介護、同行援護サービス、地域生活支援サービスのもとでの移動支援サービスを含む。

ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）

国及び地方の当局によって提供された支援補装具及び器具を含め、ハビリテーション及びリハビリテーションを提供するためにとった措置についてお知らせいただきたい。かかるサービスを受けた障害者の数を、性別、年齢、障害によって分類し、全サービス要望数のうちのパーセンテージとして示していただきたい。

労働及び雇用（第27条）

以下のためにとられた措置についての情報を提供願いたい。

- (a) 障害者，特に心理社会的又は知的障害のある者や障害のある女性の雇用を，「福祉的雇用」及び保護作業所から開かれた労働市場に移行することにより，促進すること。
- (b) 合理的配慮の拒否を含め雇用時の障害に基づく差別を禁止する法的条項を履行すること。また，個人ごとの支援の提供を確保すること。更に，公的部門及び民間部門における雇用時の障害に基づく差別があった事案については救済措置を講じること。
- (c) 障害者の権利と貢献について雇用者の中で意識を向上すること。

詳細につきましては、下記ホームページをご参照ください。

[内閣府HP]ホーム > 内閣府の政策 > 共生社会政策トップ > 障害者施策
> もっと詳しく > 推進体制 > 障害者政策委員会

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html

4. 「2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (Vol. 3)」が発出される

厚生労働省は 10 月 11 日付で「2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A (Vol. 3)」を各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管課宛に発出しました。

内容は福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る、「変更等の届出について」及び、「配分対象と配分ルールについて」の 2 点となっております。詳細は下記厚労省HPからご確認ください。

[厚労省HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 2019 年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00003.html

5. 【国税庁】消費税増税に関するコールセンター等について

内閣府は消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、平成 25 年 6 月 5 日に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年 10 月 1 日施行)において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

その一環として、転嫁や報告・宣伝、消費税の総額表示、軽減税率等に関する相談窓口を設置しています。詳細は以下内閣府HPよりご確認ください。

[内閣府HP]ホーム > 内閣府の政策 > 消費税価格転嫁等対策

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

II. その他の関連情報

1. 工賃向上スタンダード研修のご案内 ～高工賃を実現するための秘訣を学ぶ～ ※申込締切を 10 月 31 日 (木) まで延長します。

セルプ協では、平成 30 年度に立ち上げた「工賃向上・受注拡大実現特別委員会」(以下、

特別委員会)において、会員施設の工賃水準を向上させるための取り組みについて検討を進めてきました。特別委員会では「現場支援」「人材育成」「共同受注窓口の活性化」(日本セルフセンターと連携)を柱に、会員施設とともに工賃水準向上の取り組みを進めることとしており、先にご案内した「現場支援」に引き続き第2段として、【工賃向上スタンダード研修】(人材育成)を開催いたします。

本研修では、高工賃実現の秘訣や高工賃を実現するための“真の工賃向上計画”を作成する方法を学びます。また、体験型ワークを取り入れることで、工賃向上を目指すチーム作りをするうえで重要となる「チームワークの重要性」や「合意形成の行い方」について、身に付けることができます。

「工賃向上に取り組んでいる」「これから工賃向上に取り組みたい」と考えている、多くの施設からご参加いただければと存じます。皆様からの積極的なお申し込みをお待ちしております。

なお、セルフ協HPに研修会の詳細(開催要綱等)を掲載しておりますので、下記URLよりご確認ください。

[セルフ協HP] 会員のみなさま向け>人材育成>研修事業の案内>

<https://www.selpweb.com/selp/training/workshop/>

【工賃向上スタンダード研修の概要】

- 日 程 : 令和元年11月12日(火)・13日(水)
- 会 場 : 全国社会福祉協議会「灘尾ホール」他
- 参加費 : 会員・・・20,000円 / 会員外・・・40,000円
※昼食代、情報交換会費、交通費、宿泊費等は含まれておりません。
- 定 員 : 200名
※先着順での受付とさせていただきます。
- 申込締切 : 令和元年度10月31日(木)
※締め切りを超えてお申し込みされる場合は事前にご相談ください
- 申込方法 : 参加・情報交換会等のお申し込みについては、名鉄観光サービス株MICEセンターが執り行います。以下のいずれかの方法でお申込みください。

①インターネットによるお申込み

下記WEBサイトからお申込みください(お申込み後の変更・取消も可能です)。

【申込WEBサイト】<https://www.mwt-mice.com/events/selp1112>

②FAXによるお申込み

申込書に必要事項をご記入の上、下記までお申込みください。なお、変更・取消のご連絡は、申込書に変更箇所を訂正いただき、再度FAXにてご連絡ください。

《お申し込みに関するお問い合わせ》

名鉄観光サービス株MICEセンター〔担当：波多野・柴田〕

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルLB階

TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

《研修プログラムに関するお問い合わせ》

全国社会就労センター協議会 事務局 [担当：寺西・安藤・井野]

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428

2. 『月刊福祉』11月号においてソーシャルワーク教育について特集が組まれています

全国社会福祉協議会が発行している『月刊福祉』11月号では、「ソーシャルワーク教育の新しいステージ」と題した特集を組んでいます。本年6月28日に社会福祉士、精神保健福祉士の養成課程における教育内容等の見直し案が公表されました。社会福祉士（精神保健福祉士）には「ソーシャルワークの機能を発揮して地域共生社会の実現に貢献する役割」が求められており、地域における公益的な活動においても中核的な役割が期待されます。特に精神障害者の方の支援においては、近年支援ニーズが多様化・複雑化していることを踏まえると専門職の専門性はより高度に求められることが予想されます。ぜひ今後の専門職のあり方について考える機会としてご覧ください。詳細は以下、全国社会福祉協議会出版部HPをご覧ください。



[全社協出版部] <https://www.fukushinohon.gr.jp>

3. 共生社会フォーラム in 兵庫のご案内～共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業～

厚労省は「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」の一環として全国6か所で「共生社会フォーラム」を開催しています。本フォーラムはどなたでも参加できる一般向けと福祉職従事者、教員及び行政職員または学生等を対象としたプログラムの2部構成になっています。特に福祉職従事者向けの研修は、自身が所属している施設・機関や所在地域の社会福祉協議会等からの推薦を応募要件としています。下記の通り、11月26～27日には、共生社会フォーラム in 兵庫が開催されます。参加を希望される方は下記URLをご確認ください。

[糸賀一雄記念財団HP] <http://www.itogazaidan.jp>

共生社会フォーラム in 兵庫～福祉の思想に学び、実践し、語る人に～

《2019年 近畿・東海・北陸ブロック》

《開催趣旨》

誰もが等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念などについて学び自らの実践につなげ、さらには所属や地域社会に向けて普及啓発していく人材の養成研修を組み込んだフォーラム

《日 程》

令和元年11月26日（火）～27日（水）

《場 所》

西宮市立勤労会館・西宮市総合福祉センター（兵庫県西宮市）

《定員／参加費》

100名(コース①:50名/コース②:第1分科会:40名/第2分科会:10名)／参加費無料【要申込】

《プログラム》

【コース①一般参加】(一般参加可能な基調報告やトークプログラム)

障害のある方の演奏などによるパフォーマンスやトーク、基調講演では共生社会の実現に向けて先駆的に取り組みを推進する実践者からお話を伺う。また、講演会では、日本の障害福祉の父と言われる「糸賀一雄」の思想と実践についてまとめたNHK番組のプロデューサーよりお話を伺う。

【コース②研修参加】(共生社会における語り部等養成研修)

津久井やまゆり園事件を契機に、福祉に携わる人々の資質や対話の在り方が問われています。この研修では現場で職員を指導・助言する立場にあり共生社会の基本理念を語り広める「福祉支援語り部」を養成する第1分科会、福祉分野に関心を持つ学生や福祉職新任者の方を対象とする第2分科会に分かれてのグループワーク研修を行う。

《申込フロー》

所属機関・事業所の長

【その他の推薦者の例】

- ・所属施設の所在地域の社協の長
- ・所属施設の所在都道府県の経営協の長
- ・所属施設の所在都道府県・市町村の障害者福祉所管課の長
- ・所属施設と関連のあるその他の団体の長

※研修参加希望者本人が機関・事業所の長である場合その他特殊な事情がある場合は、地域の社協、経営協、教育委員会、自治体等からの推薦も可能とする(当該研修参加希望者が推薦条件を満たしていると判断できる場合のみ)。

受講希望者

【受講要件】

職種：福祉職・教員・行政職

経験：5年以上

立場：中堅職員・管理者として職員を指導する立場

【申込方法】：(公財)糸賀一雄記念財団(事業受託者)

FAX またはメールにて、参加申込書を提出

FAX:077-567-1708 E-mail:itoga@itogazaidan.jp

＜今後の開催予定＞

●共生社会フォーラム in 岩手

令和元年12月19日(木)・20(金)

会場：アイーナ(岩手県盛岡市)

●共生社会フォーラム in 長崎

令和2年1月17日(金)・18(土)

会場：シーハットおおむら(長崎県大村市)

●共生社会フォーラム in 岡山

令和2年1月22日(水)・23日(木)

会場：ピュアリティまきび（岡山県岡山市）

●全体フォーラム（仮称）

令和2年2月上旬

会場：大津プリンスホテル（滋賀県大津市） 定員：300名